

【「住宅ローン規約」新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）		旧（赤文字部分が変更箇所）	
住宅ローン規約		住宅ローン規約	
（省略）		（省略）	
第1条～第37条（省略）		第1条～第37条（省略）	
個人信用情報機関の利用等（省略）		個人信用情報機関の利用等（省略）	
個人信用情報機関への登録等 1. 借主等は、下表の個人情報(その履歴も含む)が、銀行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員にて自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。		個人信用情報機関への登録等 1. 借主等は、下表の個人情報(その履歴も含む)が、銀行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員にて自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。	
(1) 全国銀行個人信用情報センター		(1) 全国銀行個人信用情報センター	
登録情報	登録期間	登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等の本申込みによる契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)	本申込みによる契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	借入金額、借入日、最終返済期日等の本申込みによる契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)	本申込みによる契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本申込みによる契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本申込みによる契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
(削除)	(削除)	不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認書類の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	本人確認書類の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
(2) 株式会社日本信用情報機構（省略）		(2) 株式会社日本信用情報機構（省略）	
じぶんでんきについて（省略）		じぶんでんきについて（省略）	

au モバイル優遇割について (省略)	au モバイル優遇割について (省略)
【2022年11月18日現在】	【2022年7月1日現在】